

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東浦町は、国民健康保険事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いにより個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東浦町長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に基づき、資格管理及び給付管理を行う。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 国民健康保険被保険者の資格管理及び給付管理 2 国民健康保険団体連合会で実施する資格継続業務 3 高額該当回数の引き継ぎ事務 4 オンライン資格確認の準備業務 5 機関別符号の取得等事務
③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 国民健康保険給付システム 3 中間サーバー 4 統合宛名システム 5 国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表「44」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号。以下「主務省令」という。)第2条の表「69、70、71」 主務省令第71条、72条、73条 国民健康保険法第113条の2 第1項、第2項 (情報提供) 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表「1、2、3、5、6、13、29、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158」 主務省令第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第15条、第31条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第143条、第160条 国民健康保険法第113条の2 第1項、第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場 総務部 総務課 電話番号 0562-83-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場 健康福祉部 保険医療課 電話番号 0562-83-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠可能な文章棚への保管を徹底している。提出、作成した特定個人情報を含む書類を速やかにファイルへ保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。 ・あらかじめ定められた様式に基づき、必要な情報のみの提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	東浦町は、国民健康保険における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報	東浦町は、国民健康保険事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱い	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	1 関連情報	特定個人情報ファイルは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、その他の国民健康保険	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	1 特定個人情報ファイルを取	別表第1「30」	行政手続における特定の個人を識別するための	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するため	(情報提供)	事後	
平成28年1月15日	1 関連情報	別表第2「1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、	番号法第19条第7号 別表第2「1、2、3、4、	事後	
平成28年1月15日	4 情報提供ネットワークシ				
平成28年1月15日	11しきい値判断項目	平成26年10月1日時点	平成27年10月5日時点	事後	
平成28年1月15日	1 対象人数				
平成28年1月15日	11しきい値判断項目	平成26年10月1日時点	平成27年10月5日時点	事後	
平成28年1月15日	2 取扱者数				
平成29年7月5日	1 関連情報	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、そ	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、そ	事後	
平成29年7月5日	1 特定個人情報ファイルを取	他の国民健康保険に関する法律及び条例の	他の国民健康保険に関する法律及び条例の	事後	
平成29年7月5日	1 関連情報	1 国民健康保険システム	1 国民健康保険システム	事後	
平成29年7月5日	1 特定個人情報ファイルを取	2 国民健康保険給付システム	2 国民健康保険給付システム	事後	
平成29年7月5日	1 関連情報	行政手続における特定の個人を識別するた	行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
平成29年7月5日	3 個人番号の利用	めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律	めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律	事後	
平成29年7月5日	1 関連情報	(情報提供)	(情報提供)	事後	
平成29年7月5日	3 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7号 別表第2「1、2、3、4、	番号法第19条第7号 別表第2「1、2、3、4、	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
平成29年7月5日	1 関連情報				
平成29年7月5日	5 評価実施機関における担	保険医療課長 稲生 博子	保険医療課長 山本 優	事後	
平成29年7月5日	11しきい値判断項目	平成27年10月5日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成29年7月5日	1 対象人数				
平成29年7月5日	11しきい値判断項目	平成27年10月5日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成29年7月5日	2 取扱者数				
平成30年12月26日	1 関連情報	(情報提供)	(情報照会)	事後	
平成30年12月26日	3 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7号 別表第2「1、2、3、4、	番号法第19条第7号 別表第2「42、43、44」	事後	
平成30年12月26日	11しきい値判断項目	平成29年1月1日時点	平成29年9月1日 時点	事後	
平成30年12月26日	1 対象人数				
平成30年12月26日	11しきい値判断項目	平成29年1月1日時点	平成29年9月1日 時点	事後	
平成30年12月26日	2 取扱者数				
平成30年12月26日	1 関連情報	保険医療課長 山本 優	保険医療課長	事後	
平成30年12月26日	5 評価実施機関における担				
平成30年12月26日	1 関連情報	行政手続における特定の個人を識別するた	行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
平成30年12月26日	3 個人番号の利用	めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律	めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律	事後	
平成31年4月26日	1 関連情報	1 国民健康保険システム	1 国民健康保険システム	事後	
平成31年4月26日	1 特定個人情報ファイルを取	2 国民健康保険給付システム	2 国民健康保険給付システム	事後	
平成31年4月26日	11しきい値判断項目	平成29年9月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
平成31年4月26日	1 対象人数				
平成31年4月26日	11しきい値判断項目	平成29年9月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
平成31年4月26日	2 取扱者数				
令和2年10月20日	1 関連情報	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、そ	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、そ	事後	
令和2年10月20日	1 特定個人情報ファイルを取	他の国民健康保険に関する法律及び条例の	他の国民健康保険に関する法律及び条例の	事後	
令和2年10月20日	1 関連情報	(情報照会)	(情報照会)	事後	
令和2年10月20日	4 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7号 別表第2「42、43、44」	番号法第19条第7号 別表第2「42、43、44」	事後	
令和2年10月20日	11しきい値判断項目	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和2年10月20日	1 対象人数				
令和2年10月20日	11しきい値判断項目	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年10月20日	1 対象人数				
令和2年10月20日	11しきい値判断項目	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年10月20日	2 取扱者数				
令和3年10月14日	1 関連情報	1 国民健康保険システム	1 国民健康保険システム	事後	
令和3年10月14日	1 特定個人情報を取り扱う	2 国民健康保険給付システム	2 国民健康保険給付システム	事後	
令和3年10月14日	11しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年10月14日	1 対象人数				
令和3年10月14日	11しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年10月14日	2 取扱者数				
令和3年10月14日	1 関連情報	(情報照会)	(情報照会)	事後	
令和3年10月14日	4 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7号 別表第2「42、43、44」	番号法第19条第8号 別表第2「42、43、44」	事後	
令和4年8月18日	1 関連情報	(情報照会)	(情報照会)	事後	
令和4年8月18日	4 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第8号 別表第2「42、43、44」	番号法第19条第8号 別表第2「42、43、44」	事後	
令和4年8月18日	11しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月18日	1 対象人数				
令和4年8月18日	11しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月18日	2 取扱者数				
令和5年10月30日	1 関連情報	(情報照会)	(情報照会)	事後	
令和5年10月30日	4 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第8号 別表第2「42、43、44」	番号法第19条第8号 別表第2「42、43、44」	事後	
令和5年10月30日	11しきい値判断項目	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年10月30日	1 対象人数				
令和5年10月30日	11しきい値判断項目	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年10月30日	2 取扱者数				
令和7年3月31日	1 関連情報	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年3月31日	11しきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年3月31日	2 取扱者数				
令和7年3月31日	I 関連情報	行政手続における特定の個人を識別するた	行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
令和7年3月31日	3.. 個人番号の利用	めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1「30」行政手続における特定の個人を識別するた	めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表「44」行政手続における特定の個人を識別するた		
令和7年3月31日		めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第24条	めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第24条		
令和7年3月31日	I 関連情報	(情報照会)	(情報照会)	事後	
令和7年3月31日	4.. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第8号 別表第2「42、43、44」行政手続における特定の個人を識別するた	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するた		
令和7年3月31日	テムによる情報連携	めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下、「主務省令」という。)第25条、第25条の2、第26条(情報提供)	めの番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号。以下「主務省令」という。)第2条の表「69、70、71」主務省令第71条、72条、73条国民健康保険法第113条の2 第1項、第2項(情報提供)		
令和7年3月31日		番号法第19条第8号 別表第2「1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、120」主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第59条の3国民健康保険法第113条の2 第1項、第2項	番号法第19条第8号主務省令第2条の表「1、2、3、5、6、13、29、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158」主務省令第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第15条、第31条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第143条、第160条国民健康保険法第113条の2 第1項、第2項	事後	